

第5回山口県公文書管理条例検討会概要

- 1 開催日時 令和4年7月13日（水） 10:00～10:45
- 2 開催方法 オンライン開催（事務局：山口県庁4階 共用第4会議室）
- 3 出席者 伊藤委員、尾崎委員、勢一委員、高橋委員（沖本委員欠席）
事務局9人
- 4 議 題
第4回公文書管理条例検討会意見への対応について
 - ・ 事務局が資料に基づき説明
- 5 委員からの主な意見
 - 文書館の所管、事務委任等の規定方法について
 - ・ 文書館の所管について、公文書管理の在り方の観点から、今後も様々な機会でも検討してもらいたい。
 - ・ 事務委任について、公文書管理の民主的統制という観点では条例に位置付けるという意味は非常に大きいと思っている。民主的統制の在り方について考えてもらいたい。
 - ・ 事務委任について、委任を受ける側の「山口県文書館条例」には委任について規定し、委任する側の「公文書管理条例」には委任について規定していないことに違和感があるので「公文書管理条例」に「知事は文書館長に規則で定めるところにより委任できる。」という程度であれば規定してもよいのではないかと思う。
 - 廃棄手続について（素案第8関係）
 - ・ 実施機関は、廃棄しようとする簿冊等が歴史公文書に該当するか否かについての文書館長の意見を踏まえて簿冊等を廃棄することについて知事に報告することとされているが、他県の事例と比較し、文書館長の権限が弱いように思う。少なくとも、知事に報告する際は当該文書館長の意見を添付する運用とすることを条例の逐条解説等に記載してもらいたい。
- 6 次回開催日程
令和4年11月 ※オンライン開催